

# 《記入例1》

退職等により、未徴収税額（令和7年5月までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える場合

◎例1…年税額84,400円の人が令和6年9月28日に退職する場合

年税額	⑥月分	7月分	8月分	⑨月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額(ア) 84,400円

既に納入済みの額  
- 徴収済額(イ) 28,400円 -

未徴収税額(ウ) 56,000円 = 普通徴収へ切り替える総額

異動届は、異動があった日の翌月10日必着で提出して下さい。

給与支払報告(特別徴収)に係る給与所得者異動届出書

市町村長殿 令和6年10月5日提出

〒273-0124 鎌ヶ谷市中央1-2-3 (カブ)ハツトミショウジ (株)初富商事

99999 33333-3 人事課給与係 田中秋美 445-1141 内線(999)

氏名	小林 夏美	特別徴収税額(年税額)	84,400円	徴収済額	28,400円	未徴収税額(ア)-(イ)	56,000円	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長期欠け 3. 体職・長 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合併 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収(本人納付)
生年月日	56年8月10日	特別徴収税額(年税額)	84,400円	徴収済額	28,400円	未徴収税額(ア)-(イ)	56,000円	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長期欠け 3. 体職・長 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合併 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収(本人納付)
個人番号	22222222222222	特別徴収税額(年税額)	84,400円	徴収済額	28,400円	未徴収税額(ア)-(イ)	56,000円	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長期欠け 3. 体職・長 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合併 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収(本人納付)
受給者番号	123456	特別徴収税額(年税額)	84,400円	徴収済額	28,400円	未徴収税額(ア)-(イ)	56,000円	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長期欠け 3. 体職・長 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合併 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収(本人納付)
1月1日現在の住所	鎌ヶ谷市富岡4-5-6	特別徴収税額(年税額)	84,400円	徴収済額	28,400円	未徴収税額(ア)-(イ)	56,000円	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長期欠け 3. 体職・長 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合併 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収(本人納付)
異動後の住所	船橋市本町7-8-9	特別徴収税額(年税額)	84,400円	徴収済額	28,400円	未徴収税額(ア)-(イ)	56,000円	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長期欠け 3. 体職・長 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合併 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 普通徴収(本人納付)

必ずご記入下さい。  
指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。事業所独自の受給者番号とは異なりますので注意して下さい。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

- 普通徴収に切り替わると  
普通徴収の納期は年4回(6月、8月、10月、翌年1月)です。(P7参照)この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割し、本人が納付します。
- 異動届の早期提出のお願い  
異動届の提出が遅れると、普通徴収の納期の回数が少なくなり、1回当たりの納付額が大きくなりますので、早期提出にご協力下さい。